

## 第1章 訓練促進資金貸付制度の概要

本章では、訓練促進資金貸付制度の概要について説明します。詳細は該当する各章でご確認ください。

### 1. 目的【規則第1条】

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とします。

### 2. 実施主体

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

### 3. 貸付対象【規則第3条/要綱第3条】

訓練促進資金の貸付けを受けるには、次の要件を全て満たしていなければいけません。

入学準備金	就職準備金
ア 令和7年度 養成機関に入学した方	ア 令和6年度 養成機関を卒業した方
イ 訓練促進給付金の支給を受ける方	イ 訓練促進給付金の支給を令和6年3月まで受けていた方、または訓練促進給付金の支給終了後も、養成機関を修了する月まで訓練促進給付金の支給要件を全て満たしていた方
ウ 横浜市内に居住している方	
エ 養成機関修了後、横浜市内等において取得した資格が必要な業務に従事する意思を有する方	
オ 外国籍の場合は、申込時点の在留資格が、卒業後取得した資格が必要な業務に従事可能であることが確認できる「永住者」、「定住者」である方	

### 4. 訓練促進資金の種類及び貸付金額【規則第4条/要綱第4条】

- (1) 入学準備金 50万円以内
- (2) 就職準備金 20万円以内

### 5. 連帯保証人【規則第5条/要綱第5条】

原則、連帯保証人を立てるものとします。申込者が未成年者の場合は、法定代理人を連帯保証人としてください。連帯保証人の要件は日本国内に居住する貸付け申請時に20歳以上で、原則として65歳未満の独立の生計を営む等、安定した収入がある方で、外国籍の場合は、在留資格が「永住者」である方とし、下記の方は除外します。

- (1) 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている方
- (2) 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している方
- (3) 市町村民税が非課税の方

また、連帯保証人を立てられない場合でも、貸付けを受けることができます。ただし、有利子での貸付けになりますので、次項をご確認ください。

### 6. 利子【規則第4条/要綱第4条】

利子は連帯保証人の有無で条件が異なります。

- (1) 連帯保証人を立てる場合 無利子
- (2) 連帯保証人を立てない場合 年1パーセント

年利が発生するのは、返還債務の履行猶予期間経過後です。

### 7. 貸付けの申込み【規則第6条/要綱第6条】

申込みは、横浜市子ども青少年局子ども家庭課を通じてお申込みください。

### 8. 貸付決定【規則第7条/要綱第7条】

横浜市社協は申込みの内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その結果を申込者及び連帯保証人に通知します。

## 9. 貸付方法【規則第8条】

訓練促進資金の交付は、申込者が指定した金融機関に原則一括で振り込みます。

## 10. 貸付契約の解除【規則第10条/要綱第8条】

以下に該当する場合は、貸付契約を解除します。

- (1) 養成機関在学中に、訓練促進給付金の受給資格を喪失したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- (4) 借受人が貸付契約の解除を申し出たとき

## 11. 返還債務の免除【規則第11条, 第14条/要綱第9条, 第12条】

### (1) 全額免除

以下に該当するときは、返還債務の全額について免除を受けることができます。

- ① 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、横浜市内<sup>※1</sup>において、取得した資格が必要な業務に、5年間引き続き従事したとき
- ② 上記①の業務に起因する死亡、または心身の故障のため業務を継続できなくなったとき

### (2) 全額または一部免除

以下に該当するときは、返還債務（既に返還された金額を除く）の全額または一部について免除を適用される場合があります。

- ① 死亡、または障害により返還することができなくなったとき<sup>※2</sup>
- ② 長期間所在不明となっている場合等、返還することが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過した時<sup>※2</sup>
- ③ 上記(1)の①の業務に1年以上従事したとき<sup>※3</sup>

※1 横浜市内に居住している期間内においては、横浜市内外で業務に従事した期間についても、当該従事期間として算入します。

※2 相続人または連帯保証人への請求を行ってもなお、返還が困難であるなど真にやむを得ない場合に限り、個別に適用します。

※3 本人の責による事由により免職された方、特別な事情がなく恣意的に退職した方等については適用しません。

## 12. 返還【規則第12条/要綱第10条】

### (1) 返還事由

以下に該当する場合は、返還事由が発生した月の翌月から返還しなければなりません。

- ① 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき
- ② 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、横浜市内等において、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事しなかったとき
- ③ 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、横浜市内等において、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事する意志がなくなったとき
- ④ 業務外の事由により死亡、または障害により業務に従事できなくなったとき

### (2) 返還期間は、5年以内とします。

### (3) 返還方法は、月賦または半年賦、年賦の均等払いによります。一括または繰上げ返還も可能です。なお、振込手数料は借受人の負担となります。

## 13. 返還債務の履行猶予【規則第13条/要綱第11条】

以下に該当する場合は、その事由が継続している期間、返還猶予を受けることができます。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き、当該養成機関に在学しているとき
- (2) 当該養成機関を卒業後、さらに他種の養成機関等において修学しているとき<sup>※4</sup>
- (3) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、横浜市内等において、取得した資格が必要な業務に従事しているとき
- (4) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還債務の履行ができないと認められるとき

※4 他種の養成機関等において修学するためには、借受人がその資格を取得することで、生活の安定と自立の促進により効果的であると横浜市社協会長が認めたものに限りません。

**14. 届出義務【規則第 15 条/要綱第 13 条～第 16 条】**

以下に該当する場合は、届出が必要です。

- (1) 借受人及び連帯保証人の住所、氏名等に変更があったとき
- (2) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- (3) 借受人が従事先を変更したとき
- (4) 借受人が従事を辞めたとき
- (5) 借受人が死亡したとき

**15. 即時返還【規則第 16 条/要綱第 17 条】**

以下に該当した場合は、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部または一部につき、即時返還を請求します。

- (1) 即時返還事由
  - ① 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき
  - ② 訓練促進資金を貸付けの目的外で使用したとき
  - ③ 本会規則に定める各種手続きを怠ったとき
  - ④ 返還計画に基づく返還を行わない行為を 2 度繰り返したとき
- (2) 返還期限及び返還方法は横浜市社協が定めます。

**16. 借受人等の責務【規則第 17 条】**

借受人は生活支援及び就労支援機関等による就労支援により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければなりません。

**17. 延滞利子【規則第 18 条/要綱第 20 条】**

借受人が正当な理由なく、訓練促進資金を返還期限までに返還しなかったときは、遅滞日数に応じ、遅滞元金に対し貸付契約時の法定利率（令和 3 年度時点 3 %）の割合で延滞利子を徴収します。